

2015年11月 9日

国立大学法人 三重大学
学長 駒田 美弘 様

三重大学教職員組合
中央執行委員長 中西 正治

年俸制導入・労働契約法18条「5年問題」に関する団体交渉の申入れ

先日は、当方の「年俸制導入・労働契約法18条「5年問題」に関する再々お問い合わせ」にご回答いただきありがとうございました。いただいた内容を検討いたしました。労働組合として納得したい箇所がありましたので、あらためて団体交渉を申し入れたく存じます。

記

要求事項

(1) 年俸制の導入について

1. 年俸制を導入によって、現状を超える年俸制適用者の拡大をしないこと。
2. 新規採用者の採用に際して、年俸制をその条件としないこと。
3. 第3期中期計画の素案(6月段階)をみると、年俸制に関連した箇所で、「流動性向上による教育研究の活性化を図るため、テニユアトラック制度や年俸制等弾力的な給与制度による教員採用を推進し、年俸制教員においては承継内の10%を継続的に確保する。また、これまで構築してきた教育職員の適切な業績評価体制を検証し、改善する」との記載があります。業績評価において、低い評価を受けたと受け止めた者につき、実効ある不服申立制度を、教職員の意見をも反映させつつ整備すること。
4. 今後、年俸制に関するとりくみに変化があった場合、当組合まで情報提供すること。

(2) 改正労働契約法18条「5年問題」について

先日の「再々お問い合わせ」では、労働契約法18条改正に基づく無期転換権が発生する有期雇用職員の就業規則上の適用関係について分類していただきました。その後組合中央執行委員会で協議したところ、プロジェクト等で雇用される研究員等、教育職特任教員、非常勤講師、そして事務職員の4者では、無期転換権の行使に際して、そのそれぞれの置かれた条件が異なっているのではないかとの意見が出されました。

三重大学が労働契約法18条の改正趣旨に沿い、上記各類型のそれぞれの無期転換権の保障のために、いかなる対応を取ろうとされているのか、お聞かせください。

以 上